

議案第 5 2 号

八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 1 0 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市市税条例の一部を改正する条例

八幡浜市市税条例（平成 1 7 年条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---------------------------|
| 附 則 第 1 5 条の 2 の 2 （略） <u>（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）</u> <u>第 1 5 条の 2 の 3 市長は、当分の間、第 8 1 条の 2 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> | 附 則 第 1 5 条の 2 の 2 （略） |

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

